

国家公務員退職手当の支給の在り方等に関する検討会運営要領（案）

議事の公開の取扱い

(1) 会議資料について

会議の資料は、会議の終了後、原則として、速やかに公表するものとする。

(2) 議事要旨について

議事要旨は、会議の終了後速やかに事務局において作成し、公表するものとする。

(3) 議事録について

議事録は、会議の終了後速やかに作成し、構成員の確認を得た上で公表するものとする。

(4) 公表の方法

会議の資料、議事要旨及び議事録は、総務省ホームページに掲載することにより、公表するものとする。

(5) その他

その他、議事の公開に関して必要な事項は、座長が会議に諮って決める。